

## メイド・イン・ツバメ認定規則

制定 平成29年 2月24日

### (目的)

第1条 燕で生産された製品を審査し、「メイド・イン・ツバメ」のロゴマークを使用することを許可するもの。消費者に対して他国製品との差別化を認識しやすくする。燕産地で作られた製品のよさを広く消費者に知ってもらい、地域ブランドの高揚に寄与する。

### (対象製品)

第2条 消費財および業務用製品とする。部品は認定の対象としない。

### (申請者)

第3条 メイド・イン・ツバメに申請できる者は燕商工会議所の会員で、かつ、申請する製品の製造元または発売元。

### (認定方法)

第4条 燕商工会議所内に審査会を設け、製品ごとに審査し認定する。

### (認定基準)

第5条 メイド・イン・ツバメに認定される製品は下記の要件を満たさなくてはならない。

- (1) 燕市を含み、かつ燕市に隣接した市町村（新潟市・長岡市・三条市・弥彦村）で成形・組立て・表面処理等の主要な工程が行われていること。
- (2) 複数の部品で製品が構成されている場合、製品の外観の面積の半分以上が上述の(1)を満たすこと。
- (3) 法令で必要と定められている安全基準・品質基準を満たしており、そのための公的認定を得ているもの。
- (4) SGマークの対象製品はSGマークを取得しているか、それに準じた検査を受けていること。
- (5) 申請者がPL保険等損害賠償保険に加入していること

### (認定の拒絶)

第6条 燕の地域ブランドに相応しくないもので、認定が適当でないと、過半数の委員が認めた場合認定を拒絶する。

(認定の取消)

第7条 認定後、以下の事由が起こった時は認定を取り消す。

- (1) 原産地が変わるなど、製品が認定基準を満たさなくなった場合。
- (2) 製品に事故や瑕疵があった時
- (3) 申請者が倒産・廃業をした場合
- (4) 他者の知的財産権を侵し、このことにより問題が生じた時

(審査会)

第8条 月に1回審査会を開催する。

(調査)

第9条 事務局は申請内容に疑義がある場合、製造の実態があるかどうか現地調査をすることができる。

(秘密保持)

第10条 委員・調査員は審査を通じて知り得た一切の情報を申請者の同意を得ずに他に漏えいしてはならない。

(ロゴマーク使用方法)

第11条 ロゴマークは、刻印、印刷、シールにより表示することができる。



- 2 申請者は認定を受けた製品とそれに付随するパッケージやチラシなど広告物等にロゴマークを付することができる。
- 3 申請者は製品またはパッケージに製造業者または販売者名を明記すること。
- 4 ロゴマークの形状を改変して使用してはならない。配置等を変える場合は燕商工会議所に相談すること。

(申請方法)

第12条 申請の時は以下のものを燕商工会議所に提出する。

- (1) 所定の申請書
- (2) 製品のサンプル、
- (3) 知的財産権を有している場合はそれを証明するもの
- (4) PL 保険を加入していることがわかる書類の写し
- (5) SG マーク等の試験結果の写し

(申請手数料)

第13条 申請手数料は一点につき三千円。シリーズのものは十点まで三千円。十点を超える場合は、一点につき五百円を加算する。

- 2 シリーズとは、ハンドルや製品の一部に特徴的なデザインが施されており、そのデザインが共通な製品群であるものを言う。
- 3 一点とは、形が相似形で用途の同じサイズ違いの製品を含めて一点とする。
- 4 申請料は現金で徴収する。徴収済みの申請料は返却しない。
- 5 別途消費税も併せて徴収する。

(認定期間)

第14条 認定の効力は、審査会において認定された日より発生し一年間とする。

(更新手数料)

第15条 申請者は認定された製品の認定を更新することができる。更新の期間は会議所の会計年度（四月から翌年三月）ごとに更新する。申請した翌年度から更新手数料を商工会議所会費と一緒に徴収するものとする。

- 2 更新手数料は申請手数料の税抜き額の半額と消費税とする。
- 3 申請者は認定が必要で無くなった場合や申請内容に変更が生じた場合はすみやかに会議所に申し出る。申し出の無い場合は自動更新とする。
- 4 徴収済みの更新手数料は返却しない。

(免責)

第16条 ロゴマークを使用した製品の事故、瑕疵について燕商工会議所は一切の責任を負わない。

附則

この規則は、平成29年2月24日から施行する。